

令和4年12月31日山形県鶴岡市の土砂崩れにより被害を受けられた皆様へ

このたびの令和4年12月31日の山形県鶴岡市の土砂崩れにより被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化


お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【山形県】 鶴岡市（つるおかし）	12月31日	令和4年12月31日に発生した土砂崩れにより、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条 第1項第4号適用

以上

<p>< お問い合わせ > フローラル共済株式会社 0120-26-8160（通話無料） 受付時間 9：00～18：00（土日祝日、年末年始を除く） ※携帯電話からもお掛けいただけます。</p>
--